

東京大学史料編纂所蔵 「益田家文書」 54 - 124

元禄年中四組騒動之砌須佐ヨリ之来状

十八通

元禄六、七年益田家中騒動関係書状一括

文書一

東大史料編纂所蔵

「益田家文書」

51 | 124 | 1

【1頁】

一筆令啓達候
 昨日益田八郎左衛門
 益田助右衛門石
 忠兵衛 仲井半兵衛
 被指戻 今度
 組式人之儀付而
 境三郎左衛門堀一郎右衛門
 段々被成御尋候処
 越度有之候付而
 兩人生害被仰付
 何之両頭 子共
 境新兵衛 栗山

【2頁】

八左衛門 和田安之丞
 堀之市之進 同
 唯八 右五人の者
 同罪被仰付候
 八郎左衛門 助左衛門江委細
 之儀含 被差越
 段々致承聞候
 爰許之儀八御境
 目之儀候間 廉々
 氣を付 遂節候
 様二と之仰下 各
 相請仕 今暁
 八ツ過 右五人の
 もの生害申付候
 御人数御手当之
 儀八 於其許 付立之
 前御座候

【3頁】

被遊？

【4頁】

上覽候 然者前廉
 より事之跡役
 申付置候付而
 人柄差相候故
 於爰許差引
 仕候 いつれも遂其
 節候 右五人の
 もの御請候次第
 面々渡候 二御座候
 御手當之もの
 共いつれも能

相心得いさきよ
 具相働候付而
 成ほと密成仕廻
 の儀二御座候 此外
 別紙注文仕
 差出候

大田権兵衛方ヨリも
 右之もの共生害
 付而 頃日八遠慮
 仕候通 松原八郎右衛門
 を以各迎申出候
 宅野太左衛門方
 ヲリも吉賀善兵衛
 を以遠慮之段
 申出候

【5頁】

境新兵衛 栗山八左衛門
 死骸之儀八益田
 与右衛門方ヨリ作廻
 可仕哉之通願下候
 其分へ沙汰仕候

一 和田安之丞堀

市之進同唯八

死骸之儀者

栗山半左衛門并

尾木兵衛同

勝右衛門兩人之もの

より作廻可被仰

付哉之通願出

申断而是又其

分二令沙汰候

一 境三郎左衛門妻子

【6頁】

之儀八當分与左衛門

方江御預ケ之通

申聞せ其沙汰仕候

且又堀市郎右衛門

妻子之儀も半左衛門

方へ御預ケ之通申

聞せ其沙汰仕候

先一通り無子細

相仕舞付而為

御注進以飛脚

得御意候恐惶謹言

六月十一日 栗山半左衛門 花押

増野藤右衛門 花押

【7頁】

益田助左衛門 花押

益田八郎左衛門 花押

益田與右衛門 花押

益田久右衛門 花押

追伸 堀市郎右衛門

子共之儀八 於
浄蓮寺生害

【8頁】

申付候 三郎左衛門子共

之儀八 於法隆寺

生害申渡候 偕又

此飛脚一同二在郷

江も爰許相仕廻

申候通 以飛脚

申遣候 切又此状

調候内 松井庄左衛門

本尾源介 所ヨリも

在郷無別条相仕廻

申候通 以飛脚

申越候 以上

益田又左衛門様

増野作左衛門様

松本市兵衛様

文書二

東大史料編纂所蔵 「益田家文書」 51 | 124 | 2

【1頁】

一 今度組之儀二付而 ^{口上覺} 各々兩人作廻
 祇令者 不手際之部二罷成 却而
 上二も思召入 迷恐至極奉存候
 乍尔 於此段八 段々次第有之儀二
 も御座候間 御沙汰之上 委細前後
 と首尾可被分候 御為之儀二

禮令？
迷惑？

【2頁】

付而 各々兩人毛頭深意可奉存
 様無御座候 於身分之儀 御異儀
 可收様無御座候得とも 祇令之分二て八
 大勢之御人数被召遣 苦敷可
 有御座候哉と 此段苦敷奉存候
 其上被仰出之首尾を以 私共組
 并 大谷権右衛門指上候者共二数十人

最前之分二存詰罷有事二御座候
 間 いたつれ之道二も 詳二御沙汰被
 仰付被下候様二と奉願候 於此元
 茂支配仕苦敷候て 私共組指上候
 様二と之儀二候得とも 左様仕候て
 御沙汰被成 苦敷可有候哉と存
 先かくし置申候 右之趣 私共
 結句

【3頁】

兩人萩罷出 可申上覚悟二御座候
 處二 頃日八 御役儀御請取二付而
 御繁多之砌 用詮仕致延引候
 此儀二付候 私共手前儀八 替様二
 被仰付候 とても忘却不仕候得とも

大勢之者とも御仕置之儀八 御
有躰之御沙汰 於其後 御為も

如何敷奉存候 此段申上候様二御座
候得とも 御序之節宜御内意
被仰上被下候様二と所仰候 以上

閏 五月五日

堀 市郎右衛門
境 三郎左衛門

閏五月 元禄七年癸酉

益田又左衛門殿
増野作左衛門殿

文書三

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 3

【切紙上段】

飯井浦立のき候者

安富 五郎兵衛
波田 久右衛門
片山 久兵衛
大谷 孫兵衛
大谷 又左衛門
高津 左衛門

以上六人

右之者共一同二高津之
方へ立のき候事

棕 半太夫

右八奉公之ため津和野
先達而罷越之由候
以上

六月五日

【切紙下段】

注文

品川 三郎右衛門
仁保 徳右衛門
梅津 甚右衛門
城一 宇兵衛
石川 安之丞
中村 六郎兵衛
尾木 市郎兵衛
大谷 善右衛門
河上 六右衛門

城一 忠左衛門
波田 半兵衛
大石 忠兵衛
大谷 喜左衛門

以上十三人

右之者共立歸御奉公
申上度と宿之近
所二罷居願出候

文書四

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 4

【折紙上段】

覚

一

大谷 孫兵衛
椋木 半太夫
右兩人八昨十二日之暁 日原
罷出 青原之方へ参候由二
御座候 何へ参候哉 相知不申候

一

大谷 又右衛門
右八今十三日之朝 日原罷
出申候 益田二一兩日逗留仕
濱田邊へ可参由承候

一

片山 久兵衛
安富 五郎兵衛
右兩人八今十三日之朝 日原
罷出津茂丸茂邊江可
参と申候由承候 此内久兵衛
濱田へ罷出可申由 五郎兵衛儀八出雲江可
参由申之由承候

一

羽田 権五郎
右八今十三日之朝 日原

【折紙下段】

罷出申候 是八廣嶋江可
参由二而罷出申候由承候

右之通承候故書付進
之申候 以上

六月十三日

文書五

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 5

【1頁】

態以飛脚啓達仕候
然者大谷権左衛門組
八人者之内六人は前々二
不相替 御奉公仕度と
大谷太兵衛方迄 梅地
喜兵衛申出之由にて 此段
飛脚を以 今日白
八ツ過 爰元申越候付而
各申遣候八 右之六人之
もの共 立歸御奉公
可申上と申候由 尤存候
弥其心入候て 令物静二
罷居 御奉公申上候様二と
太兵衛方へ申出候 右
六人之者八市味

【2頁】

古屋を八立退不申
之由候 扨又安富五郎兵衛
大谷喜左衛門両人之儀
茂 六人一同之内二申
返シ之儀候間 喜兵衛
事相對仕候て 立歸
申候て可有之由 喜兵衛
申事之由申越候
各申遣候八 五郎兵衛
喜左衛門事 近所二
罷居候て 早々喜兵衛
相對仕 立歸申候様二
申候て可然候 自然
井飯杯へ罷越候て 喜兵衛
事參候て相對仕二八
不及候間 此段手堅
可被申上之通 太兵衛

替？

【3頁】

方へも申遣候 太兵衛方
より之書状 其元へ

御目二かけ申候 此儀尤
之分二御座候時八 五郎兵衛
喜左衛門義茂 近所二罷
居申ものかと存候
然時八兩人茂 自然八
罷歸可申哉と存申候

堀与(組)千引二居申 侍分

千引〓千匹(上小川)

大谷忠兵衛と同一人物

五人之儀茂 三人八
前々二不相替仕候而
御奉公可申上候由 組人
岩本安右衛門を以 爰元
申出候 波田半兵衛
大石忠兵衛 兩人斗
退去可仕と申候由候
忠兵衛儀八 半兵衛
二男之由候 大石善右衛門
世倅若輩故 代役
相勤仕申之由候

【4頁】

今度退去仕候もの
扨又居留り候もの
別紙二注文仕 指
出申候

其元 公儀へ之被仰出
御座候哉と存候 爰元
立退候者茂 今朝
井飯へ罷越申候由候
此外之可得御意候
恐惶謹言

栗山半左衛門 花押

六月二日

益田與右衛門
益田久右衛門

花押
花押

益田又左衛門様
益田八郎左衛門様
増野作左衛門様
松本庄左衛門様

【尚々書】

尚々此飛脚出札
差意申付委細
之儀八追而可申進候
以上

遣

文書六

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 6

【切紙上段】

一筆致啓上候
昨夜至暮着船
仕諸事御沙汰
有之御仕置之
時刻二至候付而
五人共二唯々御腹
相調候少茂無別て
萬端大極物静
二て首尾能相
委細於御地も
被聞召乍此上八

至極？

【切紙下段】

可然可被思召と
奉存候委曲爰元
御年寄衆様ヨリ
被仰せ候付而
不能任候恐惶謹言

入江忠兵衛 花押

六月十一日

益田又左衛門様
増野作左衛門様

文書七

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 7

【切紙上段】

一筆致啓上候
然者各々御預ケ
之組之者共以前
御理申出候儀二
付而此間於此元
皆々沙汰被致候
付而各々兩組之
儀も後押一通り
落付申候處二
急二判形之儀
被申懸此段
難任其意難
洪仕候段々彼者
共々申合も有之
儀御座候程此段八
難尽筆紙二候

【切紙下段】

各々儀
御腹誠意二て
存無御座候へとも
不慮二此事致
出来迷恐仕候
御役二付私共
碎身代及断絶候
とても御主上對
忠儀難道儀
覚悟仕候別紙二
口上書指出候間
御序之節御
内證を以御取成
奉頼候恐惶謹言

迷惑？

境 三郎左衛門 花押

閏 五月五日

堀 市郎右衛門 花押

益田又左衛門様
増野作左衛門様

文書九

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 9

【折紙上段】

一筆啓達仕候 然八
此間日原二罷居候
六人之者 今度頭殿
仕置 去ル十二日二
原へ相聞 中々仰
天仕候由候 最早
日原二罷居候ても
無専事二候間 面々
奉公なと之 かせき
可仕と申候て 十二日之
晩ヨリ十三日迄二追々
日原ちんりん仕候由候
下田万 大谷六兵衛
方ヨリ枕瀬之甚右衛門
と申者の所へ畔頭

ちんりん〓沈淪 零落 お
ちぶれ果てること

【折紙下段】

六郎兵衛と申者差
遣 日原之様子委細
見届 罷歸候 右六人
之者日原ヨリ心さし
参候先々注文仕取
歸申候 付而其元差
出申候 恐惶謹言

栗山半左衛門 花押

六月十五日

益田八郎左衛門 花押
益田與右衛門 花押
益田久右衛門 花押

益田又左衛門様
増野作左衛門様

文書八

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 8

【1頁】

態以飛札得
御意候 然八大谷
權左衛門方ヨリ御
出船前二段々之
書付指出申
之由二候 然處二
各兩人之作
舞 廉々申出
之通今日及
承候 左様御
座候時八 双方
御引しらべ
無御座候て八
御披露被成

【2頁】

苦敷可有御座
と存候 乍此上
権左衛門方ヨリ之
書付を以 各へ
御尋被下候
われ八御奉公
不相成 心躰二
極罷居候 右之
書付未 御前へ
不被差出候とても
書付之辻を以
御沙汰被仰付
被下候 われ八不
相成二極申候 恐惶
謹言
五月廿六日 堀 市郎右衛門 花押
境 三郎左衛門 花押

巳年 元禄二年己巳 1689

益田八郎左衛門様
増野作左衛門様

文書九

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 9

【折紙上段】

一筆啓達仕候 然八
此間日原二罷居候
六人之者 今度頭殿
仕置 去ル十二日二
原へ相聞 中々仰
天仕候由候 最早
日原二罷居候ても
無専事二候間 面々
奉公なと之 かせき
可仕と申候て 十二日之
晩ヨリ十三日迄二追々
日原ちんりん仕候由候
下田万 大谷六兵衛
方ヨリ枕瀨之甚右衛門
と申者の所へ畔頭

ちんりん〃沈淪 零落 お
ちぶれ果てること

【折紙下段】

六郎兵衛と申者差
遣 日原之様子委細
見届 罷歸候 右六人
之者日原ヨリ心さし
参候先々注文仕取
帰申候 付而其元差
出申候 恐惶謹言

栗山半左衛門 花押

六月十五日

益田八郎左衛門 花押
益田與右衛門 花押
益田久右衛門 花押

益田又左衛門様
増野作左衛門様

文書十

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 10

【1頁】

一筆啓達仕候 然者
 大谷権左衛門ヨリ昨晚
 覚書差出申候付而
 各令一覽 右之覚
 書今朝其元持参
 被仕候 然處権左衛門
 覚書二 三郎左衛門 市郎右衛門
 両人手前之義 組
 取納 悪敷様二申
 出之由承及候由二而
 以之外 両頭立腹
 被仕 権左衛門方江毛
 平川一郎右衛門 大野三省
 を以如何様二申出候
 哉と尋被仕候 昨

【2頁】

晩権左衛門ヨリ差出候
 覚書 各得と覚
 不申候付而 次右衛門二持
 参 忠右衛門宅二て見
 申候処 差而廉
 有義も無御座様
 存候 尤権左衛門組
 差上候様二との内
 意二付而之参懸
 など書加有之候 併
 三郎左衛門 市郎右衛門 両人
 ヲリ其元飛脚差
 出候付而 爰元如何様之
 様子二て有之候哉と
 無心元可被思召と
 存 右之趣 以飛脚
 申出候 扨又昨晚

【3頁】

権左衛門方ヨリ覚書
差出候様子 如何

様之首尾二ても相申候
 哉 一圖二合点不参候
 昨晚爰元も以之外
 右之様子二付而 一時者
 うとう仕候 ケ様候義
 旁之義二付ても
 何とも了簡二不及候
 権左衛門覚書いまだ
 不被達 上聞候て
 各様内々御覽候て
 何そ廉有 当り
 相も御座候て 右之
 覚書各様御了
 簡を以被差留可
 然存候 先爰元之
 様子差向之義 申
 出候 此外相替義も
 御座候て 便を以可

うとう 鬱陶力

【4頁】

申進候 右両頭ヨリ
 飛脚其元差出候
 付而 早々様子申
 進候 両頭ヨリ飛
 脚今少吟味被仕
 候て此方ヨリ飛脚
 可差出と申候へとも
 飛脚候義八達而
 差出度との義二付而
 任其意候 恐惶謹言

留?

閏 五月廿六日

栗山半左衛門 花押

益田又左衛門様
益田八郎左衛門様
増野作左衛門様
松井正左衛門様

益田與右衛門
花押

文書十一

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 11 | 1

【1頁】

態以飛脚致啓達
 然者御断申出候
 在須佐之組侍 波田
 四右衛門 安富神左衛門
 大谷又右衛門 片山久兵衛
 高津左衛門 大谷喜左衛門
 仁保徳右衛門 以上七人
 之者 今晩退去仕
 べき由申出候 付而明朝
 迄差延候様二と申聞
 一類共色々異見等
 仕候へ共 内證いかやう之
 首尾候哉 とかく御
 奉公不相成通申
 切 其上明朝迄指

【2頁】

延候様二と申聞せ候処二
 茂相かまわず 今夜
 四ツ過 右之者退去
 仕候間 左様御心得可被成候
 左候て組侍差廻シ
 右之宿之火用心
 旁 念を入候 扨又
 右之者 田万へ阿て
 候て参候由候

一

田万すさぢ・いち三
 之もの共多分 今
 夜中退去仕候て
 可有御座候と存 大谷
 太兵衛二 中原平右衛門
 相添差出申候 深夜
 中立退候て 最前

【3頁】

落付居候ものゝ内
 人柄をゑらひ 市味二
 差走申候様二と太兵衛二
 委細申聞せ候 爰元も
 在郷候て心得たる者
 三四人茂夜中召
 出 往還筋 明屋杯二
 当分差置申聞御沙汰
 仕候

一

在郷候て茂 境三郎左衛門
 先組一列之内 大谷
 市右衛門義者 此度
 立歸り御奉公可申上
 之通申出候 此外二茂
 居返り御奉公可申
 上と申者有之候て
 早々爰許申出候様二と
 大谷太兵衛二も申聞候
 其外一列之者 夜中
 退去仕り候て 明朝委
 細爰元申出候様二と
 太兵衛二申聞候間 在郷
 之儀八明朝委細二
 可申出候間 左様御心得

【4頁】

可被成候 今晚爰元之
 者退去仕候間 在郷
 之者茂 多分夜中
 退去仕候て可有 御座
 候条 公儀御付届
 旁御沙汰御尤存候
 為右如此御座候 恐惶
 謹言

六月朔日 栗山半左衛門 花押

益田與右衛門 花押

益田久右衛門 花押

益田又左衛門様

益田八郎左衛門様

増野作左衛門様

松井庄左衛門様

【尚々書】

尚々堀市右衛門

先組千引之者 一列

四五人之もの之儀 八 明日

申出仕筈二御座候 自然

忝人候ても居留り申上御座候

明朝相成可申と存候 以上

千引〃千匹（上小川）

文書十二

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 11 | 2

【1頁】

態以飛脚致啓達候
 昨夜 中谷忠兵衛
 糸賀与兵衛 被差戻
 御生害之趣を組
 并八人者共へ組證人
 を以申聞候 然処御土居
 役人 尾木孫右衛門 高津
 猪右衛門 高津善右衛門 高津
 之儀八 御為之儀二御
 座候間 續而御奉公
 可申上由申出候相杯
 者之儀者 御意書
 之趣 證人へ申渡候へ共
 とかく御奉公申上候儀
 不相成候間 退去仕候通
 證人を以申遣候 然共
 不道(肖)者共 異見杯仕
 見度由申事御座候

【2頁】

乍去唯今之分之參
 かかり二御座候時八 多分
 退去仕候て可有御座と
 存候 然共相極候所八
 明朝二て無御座候て相
 知不申候儀御座候 自然
 夜中二て茂立退候者も
 可有御座哉 此処難
 計儀二御座候 乍尔
 公儀御付届之程いかか
 敷存 唯今迄之様子
 申出候 御付届御延引
 被成候て茂不苦儀御座
 候て 明朝又々以飛脚

相極り候処注進可仕候

— 六人之者共へも

御意書之趣申聞

即逼塞申付候

不道(肖)者共へ預ヶ置申候

【3頁】

— 四頭留守之儀茂
 遠慮仕り罷居申候

— 組之者共退去之儀

前廉委細八知不

申事二て候 退去

以後二て無御座候へ八

人数之義八相

不申候間 左様御心得

可被成候 自然

公儀江之御付届御延

引候様二御座候て 悪

敷事二候て 其内

御聞き杯被仰出

被置候て可然御座候哉

其処八於其元 御

了簡茂可有御座と

存 唯今之参懸り

【4頁】

注進仕候 恐惶謹言

栗山半左衛門 花押

六月朔日

益田与右衛門 花押
益田久右衛門 花押

益田又左衛門様
益田八郎左衛門様
増野作左衛門様

文書十三

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 12

新藤十郎兵衛 見付之

【1頁】

一筆啓達仕候 爰許
 小組退去之者 旁
 昨朝迄之義八 入江
 忠兵衛二申含 昨日指
 出申候間 其与(組)様子可
 被聞召と存候 然八 飯井
 迄退去仕候者之内
 品川三郎右衛門 城一宇兵衛
 石川安之丞 仁保徳右衛門
 大谷喜左衛門 波田久右衛門
 大谷善左衛門 波田半兵衛
 大石忠兵衛 右之もの
 共之義八 飯井ヨリし
 のびノヽ二立歸 御領之
 物はし二蜜二罷居
 何とそ前々之通り二

重而？

【3頁】

者替りノヽ遣し置
 内證諸事之承合
 なと仕候様二と申聞せ候
 扱又飯井浦 近所と

御座候ても 他所之義二候
 間 田万組中より一
 圓二聞見廻之人二ても
 差遣不申候様二と手
 堅申付置候 飯井へも
 津和野ヨリ彼地近所之
 庄屋なと差出し置
 申之由候 太躰爰元
 之義 石州江八おび
 たノ敷相聞へ申之由候
 夫故か津和野領之
 庄屋共ヨリ爰元江
 崎なとへ八内縁を以
 聞合二人なと遣申
 之由候 太躰石州へ八
 此間之様子委細二相
 聞へ申之由候

【2頁】

御奉公申上度 念
 願二て罷居申候之由候
 其外異同有之者
 之義八昨晩迄八飯井二
 罷居申之由候 彼地之
 庄屋ヨリ早々昨晚
 切り二飯井をも立のき
 申候様二と沙汰仕と
 相聞候 然共飯井を
 立のき候義 中ノヽ
 難義二存候由候 彼者
 共飯井二控居申度
 心入何とも合点不
 参候

一 田万へ茂大谷太兵衛

【4頁】

右申候様退去候者
 昨晚切り二 飯井浦
 をも早々立のき申候

様二と手堅御沙汰仕候由
 申之由候間 今日者彼
 地之趣相聞へ可申と
 存候 此外供之義八
 難申尽候 差向之義
 計申出候 就

一 江木二郎右衛門殿御事 今日

弥富一宿二て御座候

右退去候者之義二付

候てか手子之衆老人

江崎二残し置被申候由候

恐惶謹言

栗山半左衛門 花押

六月四日

尚々急便故先私斗ヨリ
荒々申遣候 以上

益田又左衛門様

益田八郎左衛門様

増野作左衛門様

【尚々書】

尚々今日飛脚差出

可申と存候処 幸今日御

馬衆・中間罷出候付而 其

義無御座候 如何様様子次

第二又々以飛脚可得御意候

文書十四

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 13

【1頁】

態飛脚を以得御
 意候 然者各儀
 昨暁過當（到）
 着 左候而 落去
 申候与（組） 召出候 御
 令條之赴 申渡
 五ツ時分 両方
 共二無別条埒
 明申候 尤兩人
 共二堅固成作
 舞二而 とこ／＼
 迄も作舞
 品無御座候

昨暁過はおかし
 九ツか

【2頁】

昨日罷越候時分
 其元二而之首
 尾 夜半過候而
 作廻申御座候
 様二との儀二御
 座候故 爰元
 飛脚仕立之儀
 茂右之品へ對シ
 少々延引候間
 左様御心得可被
 成候 委細之儀
 者追々可得御
 意候 何連
 御前之首尾

【3頁】

御了簡次第
 可然様二可被仰上

【4頁】

尤御手廻り衆中
 も加判可被仕候
 いとも多人数故
 其儀無御座候
 つれも中ノ心遣い
 二而御座候 此段者
 委細罷歸可（得）貴意候
 恐惶謹言

六月十一日
 梅津徳右衛門 花押
 品川五郎右衛門 花押

小国茂兵衛 花押
 松井庄右衛門 花押

尚々 早々無
 埒明 御威光故
 守 乍此上 恐悦奉
 存候 以上
 故守 固守

益又左衛門様
 増野作左衛門様
 松本市兵衛様

文書十五

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51-124-14・15

【1頁】

態以飛脚啓達仕候
然者飯井浦迄退
去仕候者之儀二付而
田万・江崎なとも少々
無心元存候付而 大谷
進兵衛下田万指
遣置 彼地二罷居
飯井浦之様子承
合せ 其外地下弥
物静二罷居候様二と
申聞せ遣置候 然
處飯井浦二罷
居候者 内々致吟

態〃ふりはえて。わざわざ

【2頁】

味候程 存当り彼
地をしのびノ、二 大形
立歸 夫々之宿近所二
蜜二罷居 何とぞ
前々之通二御奉公
をも申上度との多兵衛
方迄申出事二御座候
切又弥飯井立のき候
者付立

一
安富五郎兵衛 波田
久右衛門 片山久兵衛
大谷孫兵衛 大谷
又右衛門 高津左衛門
以上六人 昨朝四
ツ時分二高津之
処二罷越申し候由二候
高津江茂大谷

【3頁】

太兵衛方より地方之
吉人彼地へ聞合遣候通
太兵衛方より申越
候間 高津之様子も
委細二相知可申と
存候

一
椋半太夫事 右六人
之者とのを八候て
つれ飯井浦を先
達而 奉公かせぎのため
津和野之方へ罷越申
之由候

一連？

一

波田久右衛門事 増野
藤兵衛兄弟 知辱之
儀二付而 内證を以
異見仕候処 一旦八
合点仕候故 其段各
江茂内證申出候
就夫 昨日半左衛門
方より 居留り候て
注文にも書加申候

【4頁】

然処如何儀候哉 飯
井立のき候者一同二
相成 久右衛門事も高
津之方へ罷越候由二
御座候間 此段左様
御心得可被成候

一
今度立歸御奉公
申上度と申者之
極りたる注文今日
其元指出申候 弥

被召仕候段八 其元
より被仰越次第二可
申渡候通申聞候
其内之儀八随分物
静二罷居候様二と手
堅多兵衛申聞せ置候
右申候様二 飯井之義も
諸事首尾能埒明
可然存候 飯井之庄屋
方へも六兵衛方より

【5頁】

太兵衛差圖仕 様子
申遣候付而 一入宿之
せいとう旁仕候由
相聞へ申候 何も相替
儀も御座候て 追々
可申出候
征討？

一 二郎兵衛様御家来 梅津
三右衛門 小坂勘兵衛 爰
元罷越 品川三郎右衛門
不存分二而 立のき候
段 笑止千萬二存候
一通り彼者共へ相對
仕 内證異見等相
加 立歸御奉公申上候
様二心遣仕見申度候
此段各様迄内證
を以 理申出候 如何二も
尤之事 二て早々爰
元罷越 心遣仕見可
申通二仰聞候付而

【6頁】

昨日爰元罷越 半右衛門へ
相對仕 様子申出候

△付箋▽
付而尤儀候通申聞せ
兩人共二即時在郷へ罷
越候

△付箋の下書き▽

随分其心遣可
存候由申聞せ在郷へ
罷越候

×

一 昨日地方宗門の究之
義二付而 齊藤左兵衛殿
と申仁 江崎被罷越
御究被仕候 就夫 當
町目代善右衛門事
早晚之分二宗門帳
相調 江崎へ持參
仕候処 左兵衛殿被申候八
此節右衛門様御家
来之者 御暇なと為
被遣と承及候 左様之
差引仕候て罷出候
哉と相尋被申候 善右衛門
申候八 前々之通二相
調罷出候由申し候へ八

【7頁】

右之差引仕候て持
參仕候様二と被申
付候 此段爰元二て
吟味仕候處 何とも
指引仕 苦敷義二
付而 昨日左兵衛殿江
半右衛門方ヨリ岩本

【8頁】

九郎兵衛を以申遣候八
地方宗門御究二
付而家来帳持參
仕候処今度檀那
足輕之者暇なと
遣候通被聞召付左
様之差引杯仕候哉
と御尋被成被指戻
之通申候事二御座候
被仰聞候様足輕之
ものも様子有之
候て触遣申し候於此
段者唯今差引

ものどもの誤記？

【9頁】

仕苦鋪儀共御座候
条今少被指延
被下候て諸事御沙
汰相究家来
帳之差引申付い
つれ二ても御座被成
所へ持せ指出可申候間
家来帳之義八今
少々差延被下候様
二と理申し候処左衛門殿
被申候八成分と尤候
義候上使と御談
候て御家来帳之
義八吉部へ御持せ可
被成候四五日者指延
候ても不苦候間左
様相心得候様二と被
申越候条左様御
心得可被成候爰元之
宗門御帳をも安富

忠右衛門二見合申付

【10頁】

折角相調させ申し候
飯井浦立のき候
六人之者并椋木
半大夫右之者とも
家子共二差引申
付宗門御帳相調
させ可申候間是又
左様御心得可被成候
地方家来帳をも
右之通二差引申
付一両日中二吉部
指出可申と存候自然
相替義も御座候八、
様子可被仰越候候此外
相易義も御座候八、
追々可得御意候
恐惶謹言

栗山半左衛門 花押
六月五日
益田久右衛門 花押

【11頁】

益田又左衛門様
益田八郎左衛門様
増野作左衛門様
松井庄左衛門様

居留り御奉公申上候者
堀与(組)

尾木 孫右衛門
高津 権右衛門
高津 善右衛門
高津 正右衛門
高津 与右衛門

長嶺 七右衛門

境与(組)

大谷 市右衛門
波田 安兵衛

安兵衛儀八御役引とり有之候哉
先居留り候処二と申聞せ置候

大谷与(組)

中村 新左衛門
奥山 忠左衛門
増野 左衛門
内田 清右衛門
椋木 六右衛門

【12頁】

梅地 喜兵衛

以上拾四人

外二

安富 五郎兵衛
大谷 喜左衛門
此兩人八末相極候

六月二日

【13頁】

注文

一 境三郎左衛門先組

片山 久兵衛
波田 久右衛門
品川 三郎右衛門
城一 宇兵衛
仁保 徳右衛門
尾木 市兵衛
石川 安之丞

【14頁】

大谷 善左衛門
城一 忠左衛門
中村 六郎兵衛
大谷 孫兵衛
梅津 甚右衛門
河上 六左衛門
椋木 半太夫

一 堀市右衛門先組

大谷 又右衛門
高津 左衛門
波田 半兵衛
大谷 忠兵衛

以上拾八人

右組之者共退去

仕候右之もの共之内二毛

今日又立歸御奉公

可申上と申者も可有

御座哉 色々變申し候

付而 難極候 乍尔

大格八右之通二相聞

申し候 以上

六月二日

文書十六

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 16

道二も私兩人

【1頁】

乍返事致許
見候然八 大谷権左衛門
方ヨリ指出候書付
之次第 御理り
之品も無御座
候得共 九人者
ヨリ権右衛門手前之
儀 段々申出候二
付而 覺書仕
各様迄指出候
由 左様も可有
御座候 於此段八
存寄無之儀二
御座候 然處二
各兩人ヨリ権左衛門
方江之仕懸之

【2頁】

儀 書加へ候通被仰
下候 此儀二付而
権左衛門方へ承合候
處二 返答候之
次第八 首尾不
合之儀有之候
彼書付之趣
以之外相違之
儀申出候通及承
此段被達
上聞二被成 御尋候
時八不儀 申
分可仕候得共
若シ不被成御尋候
時八 私共二迷恐
仕儀二候 何之

迷惑？

【3頁】

権左衛門江之仕懸
之処 決談不仕
候て八 堪忍不能
成候 少二ても
相違之処 入
御年(念)を候て八各
御奉公不相成候間
彼書付之辻を以
詮議被仰付
可被下候 然時八
檢使役之衆
被仰付 彼覺書
御指越候て 其辻
を以決談可仕候
乍尔 左様御
座候て八 延引御
いたし候組之御

【4頁】

沙汰之きこわり
も可相成様二存候
間 願八各兩人
権左衛門儀も御地
被召出被下候様二
被成御沙汰可被下候
右両条之處
御沙汰二も難被
及候八返事次第
権左衛門方直談
之上 何之道二と
埒明申候ヨリ外
参筋無御座候
間 左様御心得
可被下候 依之
又々以飛札を

得御意候 恐惶
謹言

【5頁】

堀市郎右衛門 花押

閏 五月廿七日

境三郎左衛門 花押

【6頁】

益田又左衛門様
益田八郎左衛門様
増野作左衛門様

文書十七

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51 | 124 | 17

【1頁】

追而得御意候
然者 境三郎左衛門
御仕置二被仰付候
依之 栗山半左衛門
儀 服忌有之
儀候処 御土居
出勤之儀遠慮
可仕候通申出候
各相談仕り 輕
役松原六左衛門二申
付候 六左衛門儀毛
明十二日御當番

益田又左衛門様
増野作左衛門様

【2頁】

付而 皆々一同
出萩之算候へ共
半左衛門 遠慮候儀毛
當分之儀可然と
致相談 六左衛門
儀差留候間
左様御心得可被成候
恐惶謹言

増野藤右衛門
六月十一日

花押

益田助右衛門

花押

【3頁】

益田八郎左衛門
益田長右衛門
益田久右衛門

花押
花押
花押

【4頁】

文書十八

東大史料編纂所蔵「益田家文書」51-124-18

益山与右衛門様
栗山半左衛門様

【切紙上段】

覚

中村新右衛門の誤記、

沖村 新右衛門
奥山 忠右衛門
増野 左衛門
内田 清右衛門
椋木 六郎右衛門
梅地 喜兵衛
以上六人
右之者共前々二
不相替御奉公
仕度と私方
へ梅地喜兵衛申
出候二付而 飛脚
を以申上候 此
外二於而 五郎兵衛

【切紙下段】

大谷喜右衛門事
各一道之内二
申替し候て 御
座候間 此両
人も相對仕
候ておどし可申
と梅地喜兵衛
申分にて御座候
間 左様二御心得
弥左様二相成
事二御座候て 様
子令 下候 何
も境目二罷居
申事二御座候
以上
大谷多兵衛 花押
六月二日